審議会資料No.9－3

長人材第３４１号
令和８年７月13日

新潟労働局　労働局長
　黒部　恭志　様
新潟地方最低賃金審議会　会長
　長谷川　雪子　様

長岡市長　磯田　達伸[redacted]

新潟県最低賃金引き上げについて（要請）

日頃から長岡市政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

また、貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と、労働者の生活向上のために御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、現在の新潟県の最低賃金は全国平均との差が全体として71円下回っています。また、長岡市の市内企業に対する調査では、過半数を超える企業が令和７年度中に賃金の引き上げを実施するとの結果が出た一方、厚生労働省が公表する実質賃金については、前年同月比では増加がみられたものの、減少傾向は長期化しております。その中において、日本労働組合総連合会新潟県連合会から下記の要請を受けましたので、新潟県の最低賃金検討の際は、御配慮くださるようお願いします。

記

1　令和８年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮したうえで、最低生活の可能な賃金水準への上積みを図ること。

2　最低賃金の引き上げにあたっては、首都圏や全国平均との金額差を可能な限り是正・縮小した水準とすること。

3　最低賃金決定後は、改定金額の周知を徹底するとともに、最低賃金法違反摘発や再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（通称：取適法）」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へさらに浸透させ、適正な取引ができる環境の整備をはかること。

担当：人材・働き方政策課　田口
電話：0258-39-2228

新潟労働局 部労政基 第 号 8 7. 21